

第三章 参考資料

1 法令で規定される廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）及び同法施行令で定める廃棄物は、以下のものをいう。

種	類	対	象
		産業廃棄物以外の廃棄物	
一般 廃棄物	特別 管理 一般 廃棄物	①	廃エアコン、廃テレビ、廃レンジ等に含まれるPCB使用部品
		②	ばいじん（ごみ焼却施設において発生したもの）及びこれを処分するために処理したもの
		③	ばいじん及び燃えがら（ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉において発生した、同法施行規則で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらを処分するために処理したもの
		④	廃ガス洗浄施設から排出されたダイオキシン類を含む汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらを処分するために処理したもの
		⑤	感染性廃棄物
産 業	①	燃え殻	全ての事業活動から生じる廃棄物
	②	汚泥	全ての事業活動から生じる廃棄物
	③	廃油	全ての事業活動から生じる廃棄物
	④	廃酸	全ての事業活動から生じる廃棄物
	⑤	廃アルカリ	全ての事業活動から生じる廃棄物
	⑥	廃プラスチック類	全ての事業活動から生じる廃棄物
業	⑦	紙くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・パルプ、紙加工品、紙加工品の製造業 ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） ・出版業（印刷出版を行うもの） ・製本業 ・印刷物加工業
			事業活動から生じる廃棄物でPCBが塗布され、又は染み込んだもの
廃	⑧	木くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む） ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業
			事業活動から生じる廃棄物でPCBが染み込んだもの
棄	⑨	繊維くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）
			事業活動から生じる廃棄物でPCBが染み込んだもの
物	⑩	動植物性残さ	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業 } で、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の廃棄物
			特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・と畜場法（昭和28年法律第114号）に規定すると畜場・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に規定する食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜又は食鳥処理した食鳥に係る固形状の廃棄物

種 類		対 象
産 業 廃 棄 物	⑫ ゴ ム く ず	全ての事業活動から生じる廃棄物
	⑬ 金 属 く ず	全ての事業活動から生じる廃棄物
	⑭ ガラスくず、コンクリートくず（がれき類に規定されるものを除く。）及び陶磁器くず	全ての事業活動から生じる廃棄物 ただし、「コンクリートくず」にあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。
	⑮ 鋳 さ い	全ての事業活動から生じる廃棄物
	⑯ が れ き 類	特定の行為から生じる廃棄物 ↳ ・工作物の新築、改築、除去に伴つて生じたコンクリートの破片等
	⑰ 動 物 の ふ ん	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・畜産農業
	⑱ 動 物 の 死 体	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ↳ ・畜産農業
物	⑲ ば い じ ん	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばいじん発生施設又は廃棄物（②～⑥、⑦～⑨のPCBが塗布され又は染み込んだもの、⑬のPCBが付着、封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設で集められたもの
	⑳ ①～⑱を処分するために処理したもの	コンクリート固型化物など
	① 廃 油	全ての事業活動から生じる廃棄物 （揮発油類、灯油類、軽油類）
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	② 廃 酸	全ての事業活動から生じる廃棄物 （pH2.0以下のもの）
	③ 廃 アルカリ	全ての事業活動から生じる廃棄物 （pH12.5以上のもの）
	④ 感 染 性 廃 棄 物	病院、診療所、介護保健法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
	⑤ 特定有害産業廃棄物	a 廃PCB等、PCB汚染物及び処理物 b 鋳さい及び鋳さいを処分するために処理したもの c 廃石綿等 d 水銀、水銀化合物を含むばいじん e カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン及びこれらの化合物を含むばいじん及び燃え殻 f トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含む廃油 g 水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン及びこれらの化合物を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ h 有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含む汚泥、廃酸、廃アルカリ i 廃棄物焼却炉である特定施設から発生したばいじん又は燃え殻 j 廃ガス洗浄装置を有する上記特定施設から発生した汚泥